

福局二消（総）第3号
令和6年2月15日

福岡国税局間税会連合会
会長 河野 武司 殿

福岡国税局長
高橋俊一



定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」においては、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

国税当局としましては、源泉徴収義務者の皆様が早期に準備できるよう、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設し、制度周知用パンフレット等やQ&A等を掲載（掲載情報は随時更新）しているところです。

今後も、源泉徴収義務者に対する個別周知を目的として、ダイレクトメール（ハガキの送付又はe-Taxメッセージボックスへの通知）による特設サイトの開設周知や制度周知用パンフレットの送付を予定しているほか、各税務署において定額減税に関する説明会の開催を予定しています。

つきましては、制度の趣旨・内容等について広く周知・広報する必要があることから、この特設サイトへの誘因を目的として、貴連合会ホームページに特設サイトのリンク用バナーの掲載や会員向け機関紙等への特設サイト案内文（別添）の掲載をはじめ、会員の皆様への定額減税に関する周知に御協力をお願い申し上げます。

また、貴連合会及び各单位会が実施する各種研修会における、定額減税の説明に関する講師派遣依頼には、適切に対応していきたいと考えておりますので、併せて御周知をお願いいたします。

（連絡先）福岡国税局 課税第二部

消費税課 担当 長野 万紀子

（代表）092-411-0031（内線4211）

別添

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バー

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のQRコード



上記のリンク用バー及びQRコードにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。

※ 掲載情報については随時更新

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。